

新旧対照表

令和 2 年 6 月 8 日

改訂	現行
<p>1. はじめに ～</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方 (略)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策 (1) 感染予防対策の体制 (略)</p> <p>(2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。 <u>また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。</u>（運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。）</p> <p>・(略)</p> <p>(3) 通勤 ・(略)</p> <p>(4) 事業所での勤務 ・(削除)</p>	<p>1. はじめに ～</p> <p>2. 感染防止のための基本的な考え方 (略)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策 (1) 感染予防対策の体制 (略)</p> <p>(2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕 2 回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。</p> <p>(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</p> <p>・(略)</p> <p>(3) 通勤 ・(略)</p> <p>(4) 事業所での勤務 ・従業員が、できる限り 2 メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・飛沫感染防止のため、座席配置等は<u>できるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう</u>配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。) ・(略) <p>(5) 事業所での休憩・休息スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。 ・(略) <p>2 (略)</p> <p>3 環境省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020_leaflet.pdf 環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～ https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) トイレ ・(略) <p>(7) 車両・設備・器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。) ・(略) <p>(5) 事業所での休憩・休息スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p>2 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) トイレ ・(略) <p>(7) 車両・設備・器具</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • (略) • (略) • (略) • <u>各事業者の状況等を踏まえつつ、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。</u> <p>(8) 運転者に対する点呼 ～</p> <p>(10) 事業所等への立ち入り</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略) <p>(11) 従業員に対する協力のお願ひ</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • (略) • (略) • (削除) <p>(12) 利用者に対する協力のお願ひ ～</p> <p>(14) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略) 	<ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • (略) • (略) • (略) <p>(8) 運転者に対する点呼 ～</p> <p>(10) 事業所等への立ち入り</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略) <p>(11) 従業員に対する協力のお願ひ</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • (略) • (略) <ul style="list-style-type: none"> • 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。 <p>(12) 利用者に対する協力のお願ひ ～</p> <p>(14) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • (略)
---	---